令和５年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提 出 日	令和５年１２月２１日
法 人 名	社会福祉法人もみの木福祉会
[redacted]	[redacted]

指摘事項	是 正 又 は 改 善 状 況	改善時期
前回指導監査（令和３年１月１８日）において、口頭指摘としていた内容（予算承認に係る定款と経理規程の内容の不一致）が未だに改善されていない。 貴法人では、所轄庁による指導監査において指導事項があったにもかかわらず、長期間改善されておらず、監事監査においても改善すべき事項が示されていなかった。 今後、理事は指摘事項の改善を速やかに行い、監事は、監事監査において直近の指導監査での指摘事項の有無を確認し、指摘事項がある場合には、その改善状況を確認し理事に対して改善を指導すること。 根拠法令等 社会福祉法第４５条の１６、第４５条の１８第１項　指導監査ガイドライン　Ⅰ法人運営指導基準	予算承認に係る定款と経理規程の不一致について、上記いずれかの改定を行い改善する。 理事は今後、指摘事項の改善を速やかに行い、監事監査時に監事からの指導を受けるよう管理監督体制を見直す。	令和６年度より

注）１「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。
２「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
３「改善時期」欄には、また改善してない事項については予定を記載すること。
４是正または改善関係書類を添付すること。